

市税の納付回数・納付月が変わります！

デジタル化推進のため、全国標準システムの導入が国により義務付けられました。

小野市においても、全国標準に合わせて**市税の納付回数等を変更**します。(※年税額は同じです)

・変更前（令和 7 年度まで）

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民税	10 回			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
固定資産税 (市内在住者)	10 回			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
固定資産税 (市外在住者・法人)	4 回		1		2		3			4			
国民健康保険税	10 回			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10



★ 変更後（令和 8 年度から）

・住民税、固定資産税(市内在住者)は10回→4回になります。
・国民健康保険税は10回→9回になります。

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民税	<u>4 回</u>			1		2		3			4		
固定資産税 (市内在住者)	<u>4 回</u>		1		2					3		4	
固定資産税 (市外在住者・法人)	<u>4 回</u>		1		2					<u>3</u>		<u>4</u>	
国民健康保険税	<u>9 回</u>				1	2	3	4	5	6	7	8	9

⚠️ ご注意ください

- ▷ 給与・年金から天引き(特別徴収)されている方は納付回数・納付月の変更はありません。
- ▷ 納税通知書と**年度分の納付書(全納用と各納付月用の全て)を一括で送付**します。
(**月毎の納付書の送付は行いません**ので納付時期まで大切に保管して下さい。)
- ▷ 口座振替の方は、**納税通知書のみ送付**します。(納付書は送付しません)

【お問合せ】 小野市総務部 税務課 (庁舎 1 階 9 番窓口)

☎ 住民税・国民健康保険税(市民税係)：63-1009 固定資産税(資産税係)：63-1689

市税等の納付は 口座振替 をご利用ください。



※令和8年度より市税の納付時期が変更となるため、口座振替をお勧めします。

※令和8年4月1日から督促手数料が100円から **200円** に引き上げられます！

便利！

金融機関等に出向く
必要がありません。

確実！

納付期限毎に口座振替される
ため納付忘れがなくなります。

簡単！

金融機関等の窓口・Web
にて簡単に申込可能。

かんたん 3 STEPS

< 金融機関等の窓口での申込の場合 >

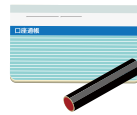
STEP 01



申込書の記入

金融機関等に備え付け
の申込書に必要事項を
記入。

STEP 02



通帳届印の押印

市役所で申込の場合、印
鑑は不要ですが、キャッ
シュカードが必要です。

STEP 03



申込書の提出

金融機関等の窓口に出
込書を提出。



< Web申込の場合 >

STEP 01



個人情報の入力

口座名義人・納税義務者
の氏名やメールアドレス
を入力します。

STEP 02



税目等の入力

口座振替を申し込む
税金の情報を入力し
ます。

STEP 03



口座情報の入力

各金融機関のサイトへ
移動し、口座情報を入力
します。

取扱金融機関一覧

- ・みなと銀行
- ・三井住友銀行
- ・但馬銀行
- ・姫路信用金庫
- ・日新信用金庫
- ・中兵庫信用金庫
- ・播州信用金庫
- ・兵庫県信用組合
- ・兵庫みらい農業協同組合
- ・ゆうちょ銀行・郵便局

▼Web申込はこちら
(小野市公式 LINE)

